

福祉医療制度について

対象者の保険診療の自己負担分を助成します

福祉医療制度は、子どもや心身障害者、ひとり親家庭などに保険診療の自己負担分を助成する制度です。福祉医療費受給資格などについて、お知らせします。

詳しくは、市ホームページ(ID11194)または保健年金課(☎2461)へ。

子ども福祉医療費受給資格者証の更新

これまで中学生までを対象としていた子ども福祉医療費の受給資格を、令和5年10月から18歳までに拡大しました。対象拡大の影響を受ける人に、有効期間を延長した新しい受給資格者証を3月中に郵送します。

＜新しい受給資格者証の送付＞
対象 子ども福祉医療費受給資格者証の有効期間が中学3年生の3月31日までの有効期間 18歳到達後最初の3月31日まで

その他 ▽受給資格者証が届いたら、現在の受給資格者証は4月1日以降に破棄してください

▽受給資格(別表1のとおり)があり、まだ申請していない人は申請してください

年齢到達による資格喪失
年齢到達によって、福祉医療費受給資格を喪失する人がいます。資格喪失後は医療費の自己負担が発生します。注意してください。

子ども福祉医療費受給資格者証の更新

平成17年4月2日〜平成18年4月1日生まれの人は、3月31日(日)で資格喪失します。

ひとり親家庭等福祉医療
平成17年4月2日〜平成18年4月1日生まれの人のその親は、3月31日(日)で資格喪失します。

なお、子どもやひとり親家庭の福祉医療費受給者、障害のある人は、受給資格が継続できる場合があります。

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

子どもが、保育所や幼稚園、小中学校、高等学校(登下校を含む)でのけがで、医療機関などを受診した場合、必ず、学校などに連絡してください。 ※災害共済給付の申請方法は学校などに問い合わせてください

療養院などを受診した場合、所定の手続きをすると、「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」から見舞金や医療費が支給される場合があります。

医療費は、福祉医療制度で一時的に立て替えています。学校等でのけがで、医療機関等を受診した場合は、必ず、学校などに連絡してください。 ※災害共済給付の申請方法は学校などに問い合わせてください

適切な受診を心がけましょう

急を要さない軽微な症状での受診等の繰り返しは避け、電話相談別表2のとおりなどを利用していただき。将来にわたり福祉医療の制度を続けていくため、ご協力をお願いします。

(別表1) 福祉医療制度受給資格要件

区分	資格要件	手続きに必要なもの
子ども	18歳に達する日以後最初の3月31日まで	保険証
重度心身障害者(児)	特別児童扶養手当1級	保険証、証書
	障害基礎年金1級	保険証、年金証書
	障害基礎年金1級程度の障害で、年金を受給することができない人	保険証、所定の診断書(保険年金課にあります)
	身体障害者手帳1級・2級・3級	保険証、身体障害者手帳
精神通院医療	療育手帳 判定A・B	保険証、療育手帳
	自立支援医療受給者証(精神医療)の所持者 ※定められた医療機関に限る	保険証、自立支援医療受給者証(精神通院医療)
高齢重度障害者(後期高齢者医療保険被保険者)	障害基礎年金1級	保険証、年金証書
	身体障害者手帳1級・2級・3級	保険証、身体障害者手帳
	療育手帳 判定A・B	保険証、療育手帳
ひとり親家庭など	①18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭の親および子 ②父母のない18歳未満の児童 ※いずれも前年所得の申告(確定申告や市・県民税申告)をしてある人が対象	保険証、戸籍謄本(本市に本籍がない人)、前住所地の所得・課税証明書(1月2日以降に転入した人)

※重度心身障害者(児)、高齢重度障害者の福祉医療受給には所得制限があり、所得の申告が必要です

(別表2) 電話相談先

名称	電話番号	受付時間	費用	相談事項
しぶかわ健康ダイヤル24	0120-377-240	24時間	無料	健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスなど
子ども医療電話相談	#8000	▷月～土曜日=午後6時～翌午前8時 ▷日曜日、祝日、年末年始=午前8時～翌午前8時	通話料負担	子どもを受診させた方が良いか、家庭でどのように処置すればよいかなど

肺炎球菌の予防接種

高齢者肺炎球菌定期接種の経過措置が終了します

高齢者肺炎球菌予防接種の定期接種について、65〜100歳の5歳刻みの年齢の人を接種対象とする経過措置が3月31日(日)で終了します。今年度、定期接種対象の人は、期間内の接種を検討してください。

詳しくは、市保健センター(☎1321)へ。

＜令和6年4月1日以降の定期接種について＞
対象 接種日時点で満65歳の人

※過去にこの予防接種を受けた人は対象外

自己負担額 2000円

実施方法 保険証、予診票(対象者に郵送します)を持参して、実施医療機関で接

種してください

ホームページID 8138

＜任意接種の助成＞

対象年齢拡大について

市は、肺炎球菌予防接種の任意接種に対して費用の一部を助成しています。定期接種の経過措置の終了に当たり、令和6年4月から対象年齢を、「75歳以上か

ら「66歳以上」に拡大します。なお、実施方法などは変更ありません。

対象 接種時点で満66歳以上の

※ほかにも条件があります

助成額 2000円

その他 ▽定期接種の対象でない人は、助成制度の利

用を検討してください

▽申請方法や接種方法などの詳細は、市ホームページ(ID1440)で確認してください



3月は自殺対策強化月間

一人で悩まず 誰かに相談をしてみませんか

県の令和4年度人口統計概況によると、自殺による死亡者数は346人となっています。この数は、交通事故による死亡者数70人を大きく上回っています。自殺は、さまざまな原因や背景が複雑に絡まり、心理的に追い込まれた結果の行動であり、社会全体で取り組むべき問題です。

市は、さまざまな関係機関と連携して「自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて相談事業や啓発活動に取り組んでいます。

もしも、悩みを抱えていたら、一人で悩まず相談をしてみてください。気軽に相談できる場所があります。

また、周りの人が悩みを抱えていることに気が付いたら、声をかけてみてください。

詳しくは、市保健センター(☎1321)へ。

相談窓口 別表3のとおり

※ほかにも、労働や多重債務、犯罪被害など、悩み

(別表3) 相談窓口(心の病気など)

相談窓口	電話番号	受付時間
群馬県こころの健康センター	027-263-1156	午前9時～午後5時(月～金曜日) ※祝日は除く
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556	午前9時～午後10時(月～金曜日) ※祝日は除く
群馬いのちの電話	027-221-0783	・午前9時～午前0時(毎日) ・午前9時～翌午前9時(毎月10日、第2・4金曜日)
よりそいホットライン	0120-279-338	24時間対応
渋川保健福祉事務所	22-4166	午前8時30分～午後5時15分(月～金曜日) ※祝日は除く

に応じた相談先があります。県内の相談機関などの詳細は、下の2次元コードから確認してください



県公式ホームページはこちら